

令和6年度 展示解説用デジタルシステム構築業務委託 仕様書

1 委託業務名 令和6年度 展示解説用デジタルシステム構築業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月4日（火）まで

3 目的

山形県立博物館（以下博物館とする）での展示において、デジタルコンテンツの充実を図り来館者の理解をより深めるための手だてとして、「デジタル技術を活用した魅力ある博物館展示システム構築事業」を計画した。

この取り組みにおける令和6年度の事業として、館内 AR 鑑賞システム及び令和5年度に構築された二次元バーコードによる解説システムの追加設置を行い、非来館者および来館者への利便性を高めることを目的とする。

4 事業の内容

(1) 博物館展示 AR（来館者の携帯端末上に、デジタル映像で疑似的に構築された画像情報等を館内展示資料に重ねて表示する仮想現実システム）コンテンツの構築。

- ・来館者の携帯端末を用いて展示資料の仮想現実（AR）を実現するコンテンツを構築する。
- ・対象となるのは下記の3か所を最低条件とし、それ以外の箇所を追加することはいとわない。

- ① 第1展示室（2階）ヤマガタダイカイギュウ・全身骨格展示
- ② 第2展示室（2階）国宝土偶「縄文の女神」（主に立像）
- ③ 1階展示スペース 化石木展示

・①については、携帯端末上に映るヤマガタダイカイギュウ骨格に対して、再現されたヤマガタダイカイギュウ（復元想像図）が重なるような AR 表現を基本とする。動画や音声による追加コンテンツがあることが望ましい。

・②については、来館者の携帯端末を用いて空間上に3次的に表現された土偶「縄文の女神」やその解説が提示されるコンテンツを構築する。付属してこれを任意に回転・拡大したり、映像やCGなどにより発掘されたときの状態の土偶破片（5個）が現在の形に復元されるまでを疑似的に再現する機能などが追加されることが望ましい。ただし、付属する機能については方法についてコンテンツ・機器の形式は問わない。

・③については、展示されている化石木資料は根元部分のみなので、これをARにより携帯端末上で実際に生息していた時の樹木の状況としてCGなどを用いて再現する。方法に指定はないが、展示されている資料について、最低限実際の大きさを判別できるようにする。

(2) 二次元バーコード（QRコード）による館内での音声ガイドシステム追加設置。

令和5年度に館内の展示物の付近に二次元バーコードを設置し、これを携帯端末で読み込むことで音声ガイドを利用することができるシステムを構築した。このシステムに併用できるように解説箇所の追加設置を行う。現状の館内設置箇所11か所とは別に、最低30か所を追加設置する。

- ・現状のシステムを維持しつつ、目的を達成することができれば、その構成要件などは問わない。
- ・日本語・英語・中国語の解説を必須とする。日本語の内容は博物館がこれを作成する。
- ・英語・中国語については自動翻訳を可とする。博物館側で外国語の翻訳文章を用意した場合は、こ

れを使用すること。

- ・解説の音声は肉声、機械音声を問わない。
- ・日本語・英語・中国語以外の言語については追加してもよいが、追加する言語は韓国語を優先とし、その他については言語数・種類は問わない。
- ・設置箇所は博物館が指定し、最低条件として30か所とするが、これを超える箇所を設置しても構わない
- ・1か所につき30秒程度の音声解説のみを要件とし、解説の音声のほかに文章や映像の表示機能を追加しても構わない。

5 内容校正及び決定

- (1) 制作に係る学術的な資料などについては博物館が提供し、これをもとにコンテンツを制作すること。内容についての学術的なコンセンサスを博物館担当学芸員が行い、必要な場合はその指示により速やかに修正すること。
- (2) 特に解説・音声コンテンツにおいて、文章に当たる資料は博物館がこれを用意する。コンテンツ使用に際して学術的整合性のために必要な修正については、博物館の指示に従うこと。
- (3) 映像（使用する素材である写真、動画、ナレーションなどの音声、音楽）及びイラスト等の使用にあたっては、著作権および著作権を侵害しないことを確認したうえで提出すること。ただし、博物館が用意する資料については、博物館がこれを確認する。

6 その他の留意事項

- (1) システムに不具合がある場合は、速やかにこれを修正する。契約期間内においては、かかる費用は事業受託者がこれを負担する。
- (2) コンテンツにキャラクターや楽曲などを使用する場合は、著作権上の権利を侵害することが無いよう確認すること。
- (3) 音声にナレーター等を使用する場合は、館内での使用のみならず HP 上などネット上での公開も可能となるよう著作権上の権利関係を確認すること。
- (4) 本コンテンツは HP 上などネット上での公開が可能であることを前提とし、博物館の活動における広報活動やイベント・各種印刷物等にも使用されることがある。
- (5) 本業務による著作権および著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）はすべて山形県立博物館に帰属するものとし、受託者は博物館の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。

7 その他

- (1) 委託業務が完了したときは、下記成果品を添えて業務完了報告書を作成し、速やかに提出すること。ただし、「4事業の内容」にかかる(1)①の成果品についてのみ、令和6年9月25日（水）までその成果品を提出すること。その他の業務および業務完了報告書については令和7年3月4日（火）までとする。

<成果品>

- ① 事業内容(1)にかかるコンテンツ：データを外部に格納する場合はそのアドレスと仕様書
- ② 事業内容(2)二次元バーコード(QRコード)による館内での音声ガイドシステム
データを外部に格納する場合はそのアドレスと仕様書

- (2) 委託業務の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵

守ること。

- (3) 個人情報の取扱いについては、各種関係法令遵守を徹底すること。
- (4) 事業実施により得た情報（個人情報を含む）等については、すべて山形県に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (6) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (7) 委託事業に係る関係書類は、委託事業終了後 5 年間保存すること。